

(議事録)

土屋会長 ただいまより令和5年度第3回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。初めに、本日の出席委員の状況につきまして報告をお願いします。

賃金室長補佐 現在の出席委員は、公益委員5名、労働者委員4名、使用者委員4名、合計13名です。

労働者委員の二階堂委員は、新型コロナウイルスの関係で本日欠席です。藤本委員が所用で到着が遅れておられます。

土屋会長 本審議会の出席状況は、ただいま報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

本日の主な議題は、特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議です。

なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により会議を公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。

本日、傍聴者の方は何人いらっしゃいますでしょうか。

賃金室長補佐 傍聴者は5名です。

土屋会長 本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。

議事に入る前に、中央最低賃金審議会から提示された今年度の最低賃金引上げの目安について、前回、事務局から説明がありましたが、中央最低賃金審議会から地方審議会に向けて、メッセージがあるとのこと。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 今年度の最低賃金の引上げの目安については、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会の委員の皆様に向けたビデオメッセージが来ておりますので、この後、御覧いただきます。

土屋会長 全体から見えるような形をお願いします。

賃金室長補佐 ちょっと配置替えをいたしますので、少々お時間を下さい。

賃金室長 それでは、再生いたします。

(動画再生)

戎野会長代理

中央最低賃金審議会の戎野と申します。令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

1点目は、このビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日に取りまとめられました「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、このたび中央最低賃金審議会において取りまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置づけです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

したがいまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔に御説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①、②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。各種統計資料を見ますと、改善が見られる資料も幾つかありました。しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、二極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。

消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと、対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以来、継続的に消費者

物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言い難いと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので、参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れ難いとの御意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえて、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を

推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めてさらなる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても、発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であると記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

賃金室長

ビデオメッセージは以上でございます。

土屋会長

それでは、議事に先立ちまして、配付資料の説明をまずお願いいたします。

賃金室長

資料目次に沿って御案内します。

資料N o. 1は、令和5年4月から6月期分の埼玉県四半期経営動向調査、資料N o. 2は、令和5年4月分の埼玉県鉱工業指数です。資料N o. 3は、特定最低賃金の必要性に関して、関係労使の団体から提出された意見書です。資料N o. 4は、埼玉県特定最低賃金の改正の決定を求める申出書及び申出協定書の最低額の比較です。

不足するものがありましたら、事務局へお声かけください。

土屋会長

大丈夫でしょうか。

それでは、議題に入りたいと思います。議題の1は、特定最低賃金の改正の必要性の有無についての参考人意見聴取です。

詳細を事務局からお願いいたします。

賃金室長

今年度は、資料目次のとおり意見書の提出がありました。
提出された意見書を読み上げいたします。

賃金室長補佐

資料N o. 3を御覧ください。

まず、3-1です。非鉄金属製造業。提出組合、UACJ労働組合深谷支部。特定最低賃金の改定の必要性については、「必要性がある」という意見でございます。

次に、資料N o. 3-2です。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。組合の名称は、サンケン電気労働組合です。こちらについて、特定最低賃金の改定の必要性については、「必要性がある」という御意見です。

次に、資料N o. 3-3です。輸送用機械器具製造業。組織名は、フジアイタック労働組合です。特定最低賃金の改定の必要性については、「必要性がある」という御意見です。

次に、資料N o. 3-4、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業。組織名は、富士フィルム労働組合です。特定最低賃金の改定の必要性については、「必要性がある」という御意見です。

次に、資料N o. 3-5、自動車小売業です。組織名は、日産プリンス埼玉販売労組です。特定最低賃金の改定の必要性については、「必要性がある」という御意見です。

最後に、資料N o. 3-6です。埼玉県自動車販売店協会からの御意見です。こちらについては、長文にわたりますけれども、最後のページの4に、昨年の最低賃金額改定の影響及び問題点については、「特に問題、影響はない」という御意見もあれば、「固定費がアップした影響が出た」などの御意見がございます。

そして、最低賃金審議会に関する意見・要望について、「適正な最低賃金のための審議を要望する」、「将来の社会保障の充実につながるよ

う、同審議会の中で議論を深めていただきたい」、「時給の見直しが必要なので、発表から実施までの時間の余裕をいただきたい」などの御意見をいただいております。

以上です。

土屋会長

以上、御説明いただきましたが、何か皆さんから御意見、御質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の2ですが、特定最低賃金の改正の必要性の有無についてです。

まず、必要性の有無について、労使双方の委員から御意見をいただきたいと思います。労働者側委員、使用者側委員の順番でお願いいたします。

では、労働者側から。

柿沼委員

まず、先ほどいただいた意見書でも、全て、我々労働者側としては、「必要性がある」という意見書が提出されております。

また、我々としては、今回申出を行いました埼玉県内の5業種については、特に埼玉でも主たる業種であると思っております。県内経済を牽引するという役割を担っている業種であるということから、そうした県内経済の発展、公正競争、そして今やはり人材の確保ということも非常に重要になってきております。そういった観点を踏まえまして、この5業種の「必要性あり」として、金額審議引上げにつなげていきたいと考えております。

土屋会長

では、使用者側委員から、廣澤委員、お願いいたします。

廣澤委員

使用者側といたしましては、これまでもこの可否の判断の中では埼玉県の中でのローカルルールというルールを決めておりますので、そのルールにのっとって必要性の有無を判断していけばいいと考えております。

土屋会長

使用者側委員としても、「必要性あり」として。

廣澤委員

はい。

土屋会長

今、労働者側、使用者側それぞれ御意見をいただきまして、5業種の特定最低賃金の改正決定について、「必要性あり」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長 異議なしということで、改正決定につきまして了承されましたので、5業種の特定期間賃金の改正決定について、「必要性あり」として答申することといたします。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

土屋会長 それでは、事務局から答申文(案)を読み上げてください。

賃金室長補佐 (読み上げ)

土屋会長 ありがとうございます。
答申文ですが、ただいま読み上げていただいた事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長 それでは、「(案)」を消して、これを答申することといたします。

(会長から労働基準部長に答申文手交)

土屋会長 これで、議題の2は終わりとしてよろしいですか。
それでは、次の議題はその他になりますが、委員の皆様方から何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。
それでは、事務局からは何かありますでしょうか。

賃金室長 本日「必要性あり」の答申をいただきましたので、次回の本審において、特定期間賃金の改正決定に関しての諮問を予定しております。よろしくをお願いいたします。

土屋会長 それでは、これで議事は全て終了いたしました。本日の審議会はこれで閉会といたします。次回の第4回本審は、8月3日、明日9時半から開催いたします。会議及び議事録は公開いたします。
本日の審議会はこれで閉会となります。ありがとうございます。

— 了 —